

独立業務実施者の保証報告書

2026年6月10日

小林製薬株式会社
代表取締役社長 豊田 賀一 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

業務責任者 大 熊 嵩 平

業務責任者 栗 原 裕 幸

保証の範囲

当監査法人は、小林製薬株式会社（以下「会社」という。）からの委嘱に基づき、会社が作成した「GHG排出量2025」（以下「WEB情報」という。）に記載されている2025年1月1日から2025年12月31日までを対象とする会社及び主要子会社の環境パフォーマンス指標（以下「主題」という。）について、国際保証業務基準にて定義される限定的保証業務を実施した。保証の対象とし、手続を実施した主題については、WEB情報の該当箇所にマーク（☑）が付されている。

当監査法人は、前項の記載を除く、WEB情報に含まれるその他の情報について保証手続を行っておらず、したがって、その他の情報に関する結論を表明するものではない。

会社が適用した規準

主題は、WEB情報に記載されている会社が適用した法令等に準拠した規準（以下「規準」という。）に基づいて作成されている。

会社の責任

会社の経営者は、規準を選択し、その規準に基づきすべての重要な点において、主題を表示する責任がある。この責任には、不正や誤謬による重要な虚偽表示を防ぐための内部統制の確立と維持、適切な記録の保持、及び主題に関連する見積りの実施を含む。なお、温室効果ガス排出量の算定は、排出係数を用いており、当該排出係数の基となる科学的知識が確立されておらず、固有の不確実性の影響下にある。

当監査法人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が入手した証拠に基づいて、WEB情報に記載されている主題の表示に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、「国際保証業務基準3000（改訂）過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」（国際監査・保証基準審議会）及び、温室効果ガス報告に関しては、「国際保証業務

基準3410 温室効果ガス報告に対する保証業務」（国際監査・保証基準審議会）、及び2025年10月20日に会社と合意した契約書の委嘱条件に準拠し、限定的保証業務を実施した。当監査法人は、これらの基準等に基づき、手続を計画及び実施し、主題が規準に準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められるかどうかについての結論を表明する。

選択される手続の種類、時期、及び範囲は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクの評価を含む当監査法人の判断によって異なる。

当監査法人が入手した証拠は、限定的保証の結論の基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

当監査法人の独立性と品質管理

当監査法人は、「職業会計士に対する倫理規程（Code of Ethics for Professional Accountants）」（国際会計士倫理基準審議会）に定める独立性を遵守し、この保証業務を実施するために必要な職業的専門家としての能力と経験を有していることを確認している。

また、当監査法人は、「国際品質管理基準第1号 財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント（International Standard on Quality Management 1, Quality Management for Firms that Perform Audits or Reviews of Financial Statements, or Other Assurance or Related Services engagements）」に準拠しており、倫理規則、職業的専門家としての基準並びに適用される法令及び規則の遵守に関する方針と手続を含む、品質管理システムを設計、実施、運用している。

実施した手続

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務で実施する手続と比べて、その種類、時期、範囲において限定されている。その結果、限定的保証業務の保証の水準は、合理的保証業務が実施されていたなら得られたであろう保証の水準よりも実質的に低い。

当監査法人が実施する手続は、限定的保証業務の結論の根拠となる限られたレベルの保証を得るように設計されており、合理的保証を提供するために必要なすべての証拠を得るためのものではない。

さらに、当監査法人は、会社の内部統制の有効性を考慮して手続の種類と範囲を決定しているが、内部統制についての保証を提供するものではない。当監査法人が実施した手続には、ITシステムによるデータの集計又は計算に関連する統制の評価や手続の実施は含まれていない。

限定的保証業務は、主に主題や関連情報の作成責任者への質問、分析及びその他の適切な手続によって構成される。

当監査法人が実施した手続は、以下を含んでいる。

- 主題情報の作成に適用される規準の妥当性の評価
- 会社の担当者に対する、主題情報の作成に関連する主要なプロセス、システム、及び内部統制についての質問
- 分析的手続（傾向分析を含む）の実施
- 重要な虚偽表示リスクの識別・評価

- 見積りのプロセス、及び利用されたデータ、見積りの方法及び仮定の評価
- リスク評価の結果に基づき選定した国内製造子会社1社における現地往査
- 主題情報に含まれる数値情報についてサンプルベースによる再計算の実施
- 抽出したサンプルに関する入手した証憑との突合
- 主題情報が規準に従って表示されているかどうかの評価

また、その他状況に応じて必要と判断した手続を実施した。

結論

当監査法人が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、2025年1月1日から2025年12月31日までを対象とする会社及び主要子会社の主題が規準に従って作成されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

GHG排出量2025

小林製薬グループでは開示情報の信頼性を高めるために外部の第三者機関による保証を受けています。以下の「GHG排出量」に記載されている指標のうち、

☑ 記載情報について第三者の保証を受けました。今後も、第三者保証を有効に活用し、継続的に精度向上に取り組んでいきます。

◆ GHG排出量

	Scope	単位	2025年度	
小林製薬 グループ計	Scope1	千ton-CO ₂	8	☑
	Scope2 □ケーションベース	千ton-CO ₂	29	☑
	Scope2 マーケットベース	千ton-CO ₂	18	☑
	Scope3	千ton-CO ₂ eq	全体※ ¹	496
			カテゴリー1	390 ☑

	Scope	単位	2025年度	
国内	Scope1	千ton-CO ₂	7	
	Scope2 □ケーションベース	千ton-CO ₂	21	
	Scope2 マーケットベース	千ton-CO ₂	10	
	Scope3	千ton-CO ₂ eq	全体	379
			カテゴリー1	303

	Scope	単位	2025年度	
海外	Scope1	千ton-CO ₂	1	
	Scope2 □ケーションベース	千ton-CO ₂	8	
	Scope2 マーケットベース	千ton-CO ₂	8	
	Scope3	千ton-CO ₂ eq	全体※ ²	116
			カテゴリー1	87

※数値については四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

※1、※2については次のページ以降で記載しています。

◆GHG排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の定量化は、活動量データの測定、及び排出係数の決定に関する不確実性並びに地球温暖化係数の決定に関する科学的な不確実性にさらされています。

指標	範囲	算定方法
Scope1	小林製薬株式会社、全ての国内連結子会社及び海外連結子会社17社。ただし、ガソリンの使用に伴うGHG排出量は非連結子会社1社を含む。	燃料の使用に伴うGHG排出量 【算定方法】環境省・経済産業省の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0)」に基づいて算出 【GHG排出係数】環境省・経済産業省の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0)」なお、国内都市ガスについては、環境省・経済産業省公表（令和7年6月30日）の「ガス事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）－R6年度供給実績－」の基礎排出係数もしくは代替値を採用
Scope2	小林製薬株式会社、全ての国内連結子会社及び海外連結子会社17社	電気及び熱の購入に伴うGHG排出量 【算定方法】環境省・経済産業省の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0)」に基づいて算出 【GHG排出係数】国内電気：環境省・経済産業省公表（令和8年1月9日）の「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)－R6年度実績－」の全国平均係数及び調整後排出係数、海外電気：IEA（International Energy Agency）のEmissions Factors（2023年）、海外蒸気：安徽省生態環境局「温室効果ガス排出量の算定方法及び報告ガイドライン」
Scope3 カテゴリー1	小林製薬株式会社、国内連結子会社7社及び海外連結子会社5社	購入した製品・サービス 【算定方法】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ver.2.7」に基づいて「活動量（物量または金額）×排出原単位」にて算定 【GHG排出係数】国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門IDEA Ver.2、及び成形品の成形工程については一般社団法人プラスチック循環利用協会「樹脂加工におけるインベントリデータ調査報告書（＜更新版＞ 第3版 2020年3月発行）」

※1 Scope3カテゴリー2、3に関して

指標	範囲	算定方法
Scope3 カテゴリー2	小林製薬株式会社、全ての国内連結子会社及び海外連結子会社	資本財 【算定方法】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ver.2.7」に基づいて算定 【GHG排出係数】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース ver.3.5」
Scope3 カテゴリー3		Scope1、2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動 【算定方法】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ver.2.7」に基づいて算定 【GHG排出係数】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース ver.3.5」、及び国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門IDEA Ver.2

※1 Scope3カテゴリー4~15に関して

指標	範囲	算定方法
Scope3 カテゴリー4	小林製薬株式会社、全ての国内連結子会社及び海外連結子会社	輸送、配送（上流） 【算定方法】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ver.2.7」に基づいて算定 【GHG排出係数】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース ver.3.5」、及び国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門IDEA Ver.2
Scope3 カテゴリー5		事業から出る廃棄物 【算定方法】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ver.2.7」に基づいて算定 【GHG排出係数】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース ver.3.5」、及び国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門IDEA Ver.2
Scope3 カテゴリー6		出張 【算定方法】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ver.2.7」に基づいて算定 【GHG排出係数】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース ver.3.5」
Scope3 カテゴリー7		雇用者の通勤 【算定方法】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ver.2.7」に基づいて算定 【GHG排出係数】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース ver.3.5」
Scope3 カテゴリー9		輸送、配送（下流） 【算定方法】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ver.2.7」に基づいて算定 【GHG排出係数】国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門IDEA Ver.2
Scope3 カテゴリー12		販売した製品の廃棄 【算定方法】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ver.2.7」に基づいて算定 【GHG排出係数】国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門IDEA Ver.2
Scope3 カテゴリー8、 10、11、13、 14、15	非該当	

※2 海外Scope3の一部のカテゴリーは、国内のScope3の実績値から推計しています。